

愛知県労働委員会が、労働基本権を擁護する機能を十全に発揮するために、公益委員の任命に関する姿勢を改めることを求める意見

2023年1月10日

愛知県知事 殿

東海労働弁護団

団長 後藤潤一郎

意見の趣旨

都道府県労働委員会においては、労働問題に関する専門的な知見を有する委員（特に公益委員）が不可欠であるにもかかわらず、愛知県においては長年にわたって労働法研究者を公益委員に任命しないという「慣行」が続いている。労働問題への専門的知見を有する労働法研究者を公益委員に任命することは必要不可欠であり、今後の愛知県労働委員会委員の任命にあたっては労働法研究者を任命するように求める。

意見の理由

- 1 労働委員会は、労働関係調整法上の争議調整と労働組合法上の不当労働行為救済を担う、集団的労使関係の専門的な紛争解決機関である。

労働委員会制度には、①労働関係上の紛争ないし問題を専門的に取扱うものとして設置された独立性を有する合議制の行政委員会であること、②労働委員会に労使関係の専門機関たる実質を与えるために、公益・労働者・使用者の代表者による三者構成という委員構成を取っていること、③準司法的権限と調整的権限とを併存していること、④中央労働委員会と都道府県労働委員会の二層構造となっ

ていること、という特徴がある。

都道府県労働委員会は、都道府県知事所轄の機関として各都道府県に設けられるが、労働委員会は独立の行政委員会であって、労働組合法及び労働関係調整法に規定する権限を、所管機関の指揮命令を受けずに、独立して権限を行使するものである。

- 2 愛知県労働委員会（以下「愛労委」という。）については、不当労働行為救済申立て事件に関する命令の妥当性について、少なくない労働組合から批判的な意見が寄せられている。また、愛労委の、審理の過程における硬直的な運用、和解に対する姿勢についても、疑問の声が上がっている。

特に、使用者が従来 of 労働協約を解約したことについて労働組合が不当労働行為として申し立て、愛労委の主導のもとで和解が成立した、南医療生協事件について、当事者から愛労委に対する厳しい批判が寄せられている。この事件の和解の過程でもっとも大きな問題となったのは、新入職員に対する研修の機会に、労働組合の組合説明会の実施をどのように保障するかということであった。この点について、ガイダンスの1日目の昼休みに実施することで合意が成立した。にもかかわらず、使用者は、新入職員研修の際に「労働組合に加入するかしないかは自己責任」などと記載し、あたかも労働組合に加入することによって不利益が発生する可能性があり、その場合は加入した者の責任かであるかのような文書を配布した。労働組合の抗議に対して、使用者側は、当該文書は労働委員会の助言に基づき作成・配布したものであると回答した。労働組合からの確認に対して、愛労委は、使用者側から文書の原案が示され、審査委員（公益委員）及び労使両参与委員が関わって、使用者が作成した「加入をお勧めする趣旨ではありません」という原案を、「加入するかしないかは自己責任」に修正するよう意見をした、ことを認めたということである。

このような愛労委の関与に関して、労働組合から、和解の経過で重要な問題が当事者に知らされないまま進められたという手続上の公平性に関わる問題が指摘

されるととともに、新入職員に労働組合の加入を躊躇させるような文書の作成に愛労委が関与していたことについて、抗議の声が上がっている。

当弁護団も、南医療生協事件における、使用者が配布した極めて問題のある文書の作成に、愛労委が関与したことについて、団結権を擁護し、不当労働行為の救済、紛争の調整にあたるべき労働委員会として許されないものであると考える。

3 このような愛労委の審理、和解、判断の問題点は、愛労委が、労働問題に関する紛争解決機関、紛争調整機関として十分に機能していないという評価を生み出している。現に、労働組合関係者からは、「愛労委に申し立てても意味がない」などとして、愛労委を利用することを回避するような声も出されているのである。

4 愛労委が、労働基本権を擁護し、不当労働行為の救済、争議調整において、その機能を十全に発揮するためには、労働組合法、労働関係調整法の趣旨に基づいて、公益、労働者、使用者の三者の労働委員が、その専門的な知見を発揮していく必要がある。また、労働委員会と労働委員会事務局の役割分担を明確にした上で、愛労委が労働委員会事務局を活用することが必要である。

そのためには、とりわけ、公益委員が労働問題に関する十分な知見を持ち、議論をリードしていくことが必要である。

ところが、愛知県においては、長期間にわたって労働法研究者が公益委員に任命されておらず、「労働法学者は公益委員になれない」かのような「慣行」が成立している。労働委員会が、不当労働行為救済事件や争議調整にあたる場合には、各地の労働委員会の決定例、中央労働委員会の動向、裁判所の判例などを参照する必要があり、労働法研究者が委員となることで理論的な基盤が提供され、他の公益委員の判断の参照となることは明らかである。中央労働委員会においても、労働法研究者が会長、副会長に任命されているし、各地の都道府県労働委員会においても、労働法研究者を公益委員に任命することが当然のように行われており、労働法研究者の確保に苦慮している自治体もあると言われている。

愛知県には、法学部を設置し、労働法研究者が在職している大学が複数存在し

ており、労働法研究者を労働委員会委員に任命することについて条件的な困難はない。にもかかわらず、労働法研究者を労働委員会から排除し、労働委員会委員（特に公益委員）が専門的な知見を十分に発揮することができないままに、労働委員会の本来的な機能が損なわれているという事態は極めて深刻であると言わざるを得ない。

- 5 当弁護団は、愛知県知事に対し、愛労委に対し、労働基本権擁護という本来的な責務に十分応えていないという批判が寄せられているということを直視し、労働委員会委員の専門性を高めること、特に公益委員に長年にわたり労働法研究者が任命されないという事態を改善することを強く求めるものである。

以上